

議案第 8 0 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により本議会の議決を求める。

平成 6 年 9 月 2 0 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 9 月 2 9 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年三朝町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

145,000円	250,000円	365,000円	495,000円	670,000円	855,000円
135,000	235,000	335,000	435,000	610,000	790,000
125,000	220,000	315,000	410,000	560,000	735,000
120,000	205,000	290,000	380,000	525,000	700,000
110,000	185,000	260,000	340,000	465,000	630,000
100,000	170,000	240,000	315,000	420,000	590,000

を

150,000円	255,000円	370,000円	505,000円	685,000円	870,000円
140,000	240,000	340,000	445,000	620,000	805,000
130,000	255,000	320,000	420,000	570,000	750,000
125,000	210,000	295,000	385,000	535,000	715,000
115,000	190,000	265,000	345,000	475,000	640,000
105,000	175,000	245,000	320,000	430,000	600,000

改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成6年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

¥142,000	¥132,000	¥122,000	¥110,000	¥100,000	¥142,000
¥132,000	¥122,000	¥110,000	¥100,000	¥90,000	¥132,000
¥122,000	¥110,000	¥100,000	¥90,000	¥80,000	¥122,000
¥110,000	¥100,000	¥90,000	¥80,000	¥70,000	¥110,000
¥100,000	¥90,000	¥80,000	¥70,000	¥60,000	¥100,000
¥90,000	¥80,000	¥70,000	¥60,000	¥50,000	¥90,000